

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成 24 年 10 月 1 日施行の改正労働者派遣法に基づくマージン率等について、以下のとおり公開します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

対象期間	:	平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
派遣労働者の数	:	46 人 (1 日平均)
派遣先の数	:	3 社
労働者派遣の料金	:	34,766 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
派遣労働者の賃金	:	19,313 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
マージン率	:	44.4%
教育訓練に関する事項	:	技術研修、情報セキュリティ教育等

その他参考となると認められる事項：

マージン率に含まれるものとして、

- ・雇用主として負担する社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）
- ・派遣労働者の交通費、健康診断（年 1 回）に充当した費用
- ・派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ・派遣労働者の資格取得、技能講習受講、外部研修会参加等の補助や支援に充当した費用
- ・営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃料や、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- ・営業利益

などが含まれています。

以上